



令和4年度脱炭素アクションみそのくち新事業推進補助金 公募要領



市民一人ひとりの環境配慮型ライフスタイルへの行動変容を促進するため、脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみそのくち」において事業者・団体等が展開する脱炭素化に資する優れた事業の実施にかかる経費を助成します。

脱炭素アクションみそのくち新事業推進補助金（詳細は3ページ〜）	
補助対象事業	<p>年度内（交付決定日から翌年3月31日まで）に完了することが確実なもので、次の要件を満たしている事業</p> <p>（1）脱炭素化に資する製品又はサービスの制作、提供、啓発等に関する事業であり、市民の環境配慮型ライフスタイルへの行動変容を促進する新たな事業であること。</p> <p>（2）高津区内を中心に実施される事業又は同区内で先行的若しくは優先的に実施される事業であること。</p> <p>（3）市民が気軽に利用、参加できる事業であること。なお、事業者等が内部の取組として実施する事業は対象外とする。</p> <p>（4）補助対象事業について、国、地方公共団体その他の団体又は機関から、本事業と重複する補助金等の交付を受けていないこと。</p>
補助対象者	高津区内において脱炭素に向けた取組を実施または予定している事業者・団体等
補助対象経費	報償費（謝礼金等）、製品開発費、製品制作・購入費、サービス提供料、調査研究費、委託料、広報費、通信運搬費、使用料・賃借料、その他経費
補助額	<p><補助率> 2分の1以下</p> <p><補助限度額> 100万円</p>
スケジュール	<p>募集期間：令和4年4月1日（金）から令和4年6月17日（金）まで</p> <p>4/1～6/17 6月下旬 7月中旬 7月下旬まで 3月末まで 報告後1～2か月</p>

問合せ・申請先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎17階
 川崎市環境局脱炭素戦略推進室 協働推進担当
 TEL：044-200-3871 FAX：044-200-3921
 Email：30dtanso@city.kawasaki.jp

脱炭素アクションみそのくちについて

川崎市は、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、2020年2月に2050年のCO2排出実質ゼロを表明するとともに、同年11月に脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を策定し、2030年に向けた取組の一つとして、脱炭素モデル地区『脱炭素アクションみそのくち』を創設しました。

高津区溝口周辺地域で脱炭素化に資する身近な取組や先進的な取組を集中的に実施し、取組の効果や利便性を実感してもらうことで、市民一人ひとりの環境配慮型のライフスタイルへの行動変容を促進し、脱炭素社会の実現を目指します。

脱炭素アクションみそのくち推進会議について

(1) 脱炭素アクションみそのくち推進会議とは

溝口周辺地域で脱炭素に取り組んでいる事業者・団体等が集まり、「脱炭素アクションみそのくち推進会議」が2021年7月に発足しました。さまざまな主体の連携により、脱炭素に関する新しい事業やアイデアの実現を目指していきます。

脱炭素アクションみそのくち推進会議の会員事業者・団体と行政が連携して、新たな事業・プロジェクトの創出や市民の皆様へ「行動変容」してもらえるようなイベントなどを行っていきます。

(2) 会員登録するには

「脱炭素アクションみそのくち」の目的に賛同し、高津区溝口周辺地域で脱炭素化に向けた事業を展開する事業者や団体等のうち、次に掲げる登録基準を満たしているものを脱炭素アクションみそのくち推進会議会員として登録します。

- 「脱炭素アクションみそのくち」の目的に賛同していること
- 高津区溝口周辺地域において脱炭素に向けた取組を実施または予定していること
- 前項の内容等について市民等に積極的に広報を行うとともに、川崎市の事業に協力すること

会員登録を希望する事業者や団体等の代表者は、登録届出書を川崎市環境局脱炭素戦略推進室まで提出してください。登録届出書は脱炭素アクションみそのくちWEBサイトからダウンロードしてください。

URL <https://carbon0-mizonokuchi.jp/>



令和4年度脱炭素アクションみぞのくち新事業推進補助金(詳細)

1 事業の目的

本事業は、脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」において事業者・団体等（以下「事業者等」という。）が脱炭素化に資する優れた事業を実施するにあたって、実施にかかる経費に対し補助金を交付することにより、先進的な取組や身近な取組の展開を促進し、市民一人ひとりの環境配慮型ライフスタイルへの行動変容を図ることを目的としています。

2 補助対象者

次の条件を全て満たす者が補助対象者となります。

- (1) 高津区内において脱炭素に向けた取組を実施または予定している事業者等であること。
- (2) 法人市民税又は個人住民税を滞納していない者
- (3) 代表者又は役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

3 補助対象事業

年度内（交付決定日から翌年3月31日まで）に完了することが確実なもので、次の要件を満たしている事業が補助対象事業となります。

- (1) 脱炭素化に資する製品又はサービスの制作、提供、啓発等に関する事業であり、市民の環境配慮型ライフスタイルへの行動変容を促進する新たな事業であること。
- (2) 高津区内で実施される事業又は同区内で先行的若しくは優先的に実施される事業であること。
- (3) 市民が気軽に利用、参加できる事業であること。
※ 事業者等が内部の取組として実施する事業は対象外です。
- (4) 補助対象事業について、国、地方公共団体その他の団体又は機関から、本事業と重複する補助金等の交付を受けていないこと。

4 補助対象経費

補助対象とする経費は表のとおりです。

対象経費	概要
報償費（謝礼金等）	イベント等出演者謝礼、アドバイザー謝礼
製品開発費	脱炭素に資する製品の開発又は試作に係る原材料費、加工費、外注委託料等
製品制作・購入費	キャンペーン等の実施に必要な脱炭素に資する製品の制作に係る原材料費、加工費、外注委託料等又は購入に係る費用 ※ 上限額については以下のとおり。
サービス提供料	脱炭素に資するサービスを無料又は割引で提供する場合は、本来のサービス利用料からの割引分に相当する費用 ※ 上限額については以下のとおり。
調査研究費	事業効果の分析に係る費用
委託料	広報、キャンペーン等の実施又は事業効果の分析に係る委託料に限る。
広報費	チラシ・ポスターの作成費用等
通信運搬費	郵便料、送料等
使用料・賃借料	イベント等の会場使用料、機材レンタル料等に限る。
その他経費	イベント保険料、消耗品費、雑経費等

※ 製品製作・購入費については、1個当たり500円を補助対象経費の上限とします。500円を超える部分については、補助対象外経費として申請してください（申請書上も補助対象外経費欄に記載）。

※ サービス提供料については、1件当たり500円を補助対象経費の上限とします。500円を超える部分については、補助対象外経費として申請してください（申請書上も補助対象外経費欄に記載）。

（例1）1個当たり700円の製品を制作する場合の補助対象経費の範囲・補助金交付額

700円		
補助対象経費 500円		補助対象外経費 200円
補助金交付額 250円	事業者負担分 250円	(事業者負担)

事業者の負担する額は、補助対象経費の半額（250円）と500円を超える部分（200円）の合計額450円となります。

（例2）1時間300円のサービスを200円引きで提供する場合は補助対象経費の範囲・補助金交付額

300円		
割引後利用者負担分 100円		補助対象経費 200円
補助金交付額 100円		事業者負担分 100円

事業者の負担する額は、補助対象経費の半額の100円となります。

【対象にならない経費】

- 消費税及び地方消費税相当額
- 人件費（報償費及び調査研究費に該当するものを除く。）
- 旅費
- 経常的な使用料・賃借料
- ランニングコストへの充当（アプリの維持管理費等）
- 手数料

- 取組に直接関係のない机・椅子等の備品、事務用品等の消耗品費
- PC、タブレット等の汎用性が高く目的外使用になりうる物品の購入費

5 補助率、補助限度額

- (1) 補助率 2分の1以下
 (2) 補助限度額 100万円

6 交付申請

補助金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）及び次の必要書類を提出してください。

必要書類	法人事業者	中小企業団体
登記簿謄本（履歴事項全部証明書）原本	○	—
定款及び組合員名簿 総会の議事録（補助事業申請の議決があるもの）	—	○
企業概要が分かる資料（パンフレット等）	○	○
法人市民税納税証明書又は市民税・県民税納税証明書（直近3か月以内に発行のもの）	○	○
見積書等の補助対象経費算定に係る資料	○	○

※ 上記以外にも追加資料の提出を求める場合があります。

7 交付の手順と方法

(1) 受付

下記の提出先に持参又は郵送にて提出して下さい。後日、電話にて補助事業のヒアリングを行います。

【提出先】

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎17階
 川崎市環境局脱炭素戦略推進室 協働推進担当
 電話：044-200-3871 FAX：044-200-3921
 メール：30dtanso@city.kawasaki.jp

(2) 有識者からの意見聴取

申請書類等について、必要に応じて有識者からの意見聴取を実施します。

(3) 審査

有識者からの意見聴取の結果を参考に「脱炭素アクションみぞのくち新事業推進補助金審査委員会」において、次の審査項目に基づき、審査を実施し、補助金交付決定の可否、補助金額を決定します。

ア 市民の行動変容の促進効果

イ 補助終了後における製品・サービスの事業継続性

ウ 事業内容（先進性・新規性・独自性、社会的意義、市民にとっての身近さ・取り組みやすさ）の優秀性

エ 事業計画（実施体制、スケジュール、収支）の効率性

オ その他特に優れている事項の有無

8 実績報告

補助対象事業が完了したとき又は会計年度が終了したときは、所定の実績報告書（第5号様式）に次の必要書類を添付して提出してください。

- (1) 補助対象事業に係る支払いを証する書類の写し（領収書又は振込書及びその内訳がわかる請求書等）
- (2) その他市長が必要と認める書類

9 交付決定の取消し等

次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全額又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

- (1) 国、地方公共団体その他の団体等から本事業と重複した補助交付決定を受けた場合。
- (2) 補助申請に関して、虚偽、その他不正があったとき。
- (3) 補助金の交付に関する要件を欠くこととなったとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。

10 その他

- (1) 補助対象事業の内容について、市民に対する普及啓発を目的として脱炭素アクションみぞのくちの取組として広報する場合があります。
- (2) 補助事業終了後、補助事業成果の普及等を目的とするヒアリングを行う場合がありますので、御協力をお願いします。

11 スケジュール

令和4年4月1日（金）	申請受付開始
令和4年6月17日（金）	申請受付終了
令和4年6月下旬（予定）	有識者からの意見聴取
令和4年7月中旬（予定）	審査委員会、補助金交付決定
～交付決定～	
交付決定通知到達後	事業実施
事業完了後（令和5年3月末まで）	実施報告書の提出
報告書確認後（1～2か月程度）	補助金交付額の確定・支払